

いこいの村

村上豊次

題字 梅の木寮

2013年（平成25年）12月20日発行

第379号

発行責任者 いこいの村聴覚言語障害センター

所長 柴田 浩志

編集 いこいの村編集委員会

〒629-1242

綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地

TEL (0773) 46-0101

FAX (0773) 46-0610

<http://www.kyoto-chogen.or.jp/ikoi>

新しいお部屋になりました！！



3月から始まった梅の木寮の改修工事が、ようやく終わりました。

12月4日に引っ越しをしました。皆さん待ちに待った、新しいお部屋での生活が始まりました。趣味を楽しむ方、ゆっくりとテレビを見て過ごす方、皆さん思い思いに過ごしておられます。

これまでの4人部屋では、他の方への遠慮から、思うようにできないこともありました。改修後は個室へと変わわり、自分のペースで過ごすことができるようになりました。

「部屋が広くなって、嬉しい」

「他の人に気兼ねすることなく、思うようにできる」
など、皆さんから喜びの声があがります。

たくさん新しい思い出を、利用者の皆さんと作っていきたいと思います。

（梅の木寮 荒井大紀）

台風18号を経験して 学んだことを防災に活かす

2004(平成16年)年の

台風23号以来の大型の台風18号が接近し、大雨特別警報が綾部市全域に発令された時私はとくらの家で夜勤をしていました。とくらの家の前の道は溝からあふれ出た水で片側一車線が川の様になっていました。浸水被害までには至りませんでした。

経験したこと

9月16日、午前3時50分頃から停電。利用者は、非常灯を頼りに不安な表情でトイレに起きる様子がありました。私は、『非常灯がついているうちに、利用者の朝ご飯を作らなくては』との思いから、カセットコンロを出し、みそ汁と卵料理を作りました。

増水した久世谷川



午前5時頃にはその非常灯

も消えて一面真っ暗になりました。落ち着かれない利用者がいないかと心配でしたが、説明すると「それは大変なことですね」と現状を理解されて取り乱されることもなく、朝を迎えることができました。

午前6時頃にようやく停電

も復旧し、「ご飯を炊くことができました。」

今振り返ると「とくらの家に非常食があれば心強かった」と感じます。

災害から学ぶ

いこいの村では、今回の台風では避難が必要なほどの被害はありませんでした。しかし、いつ避難を要するような災害が起こることも限らず、いこいの村が地域の方の福祉避難所になるかも知れません。

台風18号のあと、防災委員

会では特別警報発令時のマニュアルを作成し、それをもとに非常食の備蓄の強化と、停電時に備えLEDライトを各施設に配置しました。

また、『誰が見ても分かりやすい防災マニュアル』を引き続き整備中です。

定期的に訓練実施

今年5月に、とくら福祉センターが新築移転し、口上林中上林地域にある、いこいの村の事業所は5か所となりました。それにもない職員も分散しています。そのため、もしもの時に、迅速に応援に駆け付けられることが重要です。

そこで、各事業所の職員の消火・避難訓練に加え、無線機や電話を使い、応援要請し、速やかに駆け付けける訓練もしています。



とくらの家訓練



11月15日
とくら福祉センター防災避難訓練

今年度いこいの村では計8回の防災避難訓練を実施しました。定期的に訓練を実施し、その都度、課題を整理していきます。

いこいの村で生活(利用)されている方の安心・安全のために防災委員として取り組んでいかなければいけない課題はまだ多くありますが、今後も全力で取り組んでいきます。

(いこいの村

防災委員 光田健治)

聴こえの豆知識

11月23・4日。第47回全

国ろうあ青年研究討論集会

(以下、全青研)が京都で開

かれ、全国の390人の聴覚

障害青年が京都に集まりまし

た。『手話は言語』であると大

きな声をあげ、デモ行進を行

いました。健聴者、聴覚障害

者が共に歩んで、新たな時代

を築いていくためにはとても

意味のある集会でした。

ところで、皆さんは201

3年10月21日、鳥取県で「手

話言語条例」が可決された事

をご存じでしょうか。この条

例ができたことは、多くの聴

覚障害当事者にとって歴史的

な一歩となりました。鳥取県

知事が手話サークルに通って

手話を覚え、手話を言語とし

てとらえ、関係者と共に歩く

中で、全国初の条例が生まれ

たのです。この動きは全国各

地にも広がっています。

全日本ろうあ連盟の久松三

二事務局長は「国が手話言語

法制定をするよう鳥取県から

発信していただきたい。手話

言語法ができることによって、

いつでもどこでも情報保障が

され、聴覚障害者の社会参加

が進み、持てる力を発揮でき

る社会を作ることが出来る」

と訴えています。

地域の方々に支えられて、

完成したいこいの村。未来を

築いていくためにも、積極的

に手話通訳・要約筆記・盲ろ

う者の通訳介助のできる人を

増やし、この地域にお住まい

の聴覚障害者が暮らしやすい

地域実現しましょう。そして

手話言語条例を京都でも実現

し、地域の方、関係者、家族

が、聴覚障害者と共に歩める

共生社会を実現したいと思っ

ます。

(宮津与謝聴覚言語障害者

地域活動支援センター

古本 賢介)

「手話言語法」ってなあに？

全国のろう学校では「手話を使

った教育」が十分に行われていま

せん。また、手話通訳者も、自治

体によって配置したり、していな

かったりという状況です。そのた

め、聴覚障害者はいつでもどこで

も手話通訳を利用することがで

きないのです。手話言語法を制定

すること

①ろう教育において、手話教育

がより確実に行える。

②いつでもどこでも、手話通訳

をつけることができる社会にな

る。

③聞こえる人も、安心して聴覚

障害者と話すことができる。

など、コミュニケーションがより

確実に守られる社会になります。

詳しくは各センターで取り扱

っている『手話でGO』などのパ

ンフレットをご覧ください。今、

鳥取県に次いで北海道石狩市で

も条例制定の動きが進んでいま

す。



いこいの村
聴覚言語障害者セ
ンター
所長 柴田 浩志

例年とは少し変わった年末
今年の、いこいの村の年末
は、いつもと違った感じがし
ます。

例年であれば、いこいの村
まつりが終わると、しめ縄作
業が本格化するのですが、今
年は、梅の木寮の改修のため、
いこいの村まつりがなく、30
年間続いてきたしめ縄作業も
ありません。

代わって、梅の木寮では、
12月2日に3階部分の改
修が終わり、いよいよ全面的
に個室ユニットケアでの暮ら
しが始まります。また、栗の
木寮の仲間も、年末は、綾部、
舞鶴、福知山の彩々館やバザ
ーに出向き、「石窯パン」の販
売に精を出しています。

個人を尊重した生活

今年一年、いこいの村では、
施設改修や作業内容の見直し
を通じて、生活を尊重し、個々
に応じた支援の確立を目指し

てきました。

個室ユニットケアの生活を
始められた梅の木寮利用者が
らは、「一人の部屋は良い」「一
人一人入れるお風呂は良い」
等の感想が聞かれます。介護
職員からも、「入浴介護などで
流れ作業のようになっていた
のが、ユニットケアになって
利用者向き合う時間が増え
た」と好評です。

栗の木寮でも、利用定員を
減らすことで個室を増やし、
現在10人の仲間が個室を利
用しています。また、綾部市
内に暮らしの場を移し、いこ
いの村に通勤することになっ
た方もおられます。

いこいの村は、来年も豊か
な暮らしの実現に向けて努力
してまいります。

皆様どうぞよい年をお迎え
ください。



